

平成28年（行ウ）第9号 権利変換計画不認可処分取消等請求事件  
 原告 新町西地区市街地再開発組合  
 被告 徳島市

証 拠 説 明 書

平成29年3月8日

徳島地方裁判所第2民事部 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士 朝 田 啓



弁 護 士 志 摩 恭



弁 護 士 安 田 稔



弁 護 士 重 松 崇



記

1 乙第9号証 市街地再開発2016（データ編）（原本）

作成者 : 公益社団法人全国市街地再開発協会

作成日 : 平成28年10月17日

立証趣旨：公益社団法人全国市街地再開発協会が発行した、市街地再開発事業に関するデータ集。その中で、マーキングの通り、組合施行で事業計画の認可後に中止となった事業として伊勢市（宇治山田駅前）、大牟田市（大正町1丁目地区）、伊勢原市（伊勢原駅北口A街区）があり、個人施行の事例ではあるが、権利変

換計画認可があったものの中止（長期休止）している事例として秋田駅前北第一が存在すること。

2 乙第10号証 大ホール棟の建築面積、敷地面積に関する資料（原本）

作成者 : 被告（再開発推進室）

作成日 : 平成29年2月

立証趣旨：本件事業における、大ホール棟に係る敷地面積及び建築面積に関する資料（原告の主張に関する面積は、「山側街区」全体の数値であり、その中には住宅商業棟などを含んでいるので、大ホール棟のみの面積を明らかにする。）

以 上